

国立市議会基本条例の点検結果について

議会運営委員会では、国立市議会基本条例第 28 条の規定に基づき、一般選挙後の任期中において、本条例の目的が達成されているかどうかについて点検を行いました。

本条例は、必要な議会運営の基本事項を定めることにより、二元代表制の下、市長その他執行機関及びその職員と緊張関係を保ち、市民と手を携え、市民に開かれた議会を実現し、もって地方自治の本旨に基づく住民の福祉の増進を図ることを目的としています。議会運営委員会では、この目的を踏まえ、条例に定められた各項目について確認を行いました。

点検にあたっては、これまでの議会活動の実績や運用状況を振り返るとともに、各条文の趣旨が現在の議会運営において十分に生かされているか、といった観点を各交渉団体から意見を出していただき協議を重ねたところです。

その結果、国立市議会においては、議会基本条例の趣旨に基づき、一定の取組が進められていることを確認しました。

議会基本条例は、制定して終わるものではなく、議会が自らの活動を不断に検証し、よりよい議会運営につなげていくための基本的な指針です。今回の点検結果を踏まえ、国立市議会として、引き続き市民に信頼される議会を目指し、条例の趣旨に沿った議会運営の改善及び議会機能の充実に取り組んでまいります。

以上、国立市議会基本条例第 28 条に基づく点検の経過及び結果を別紙 1、2 として公表いたします。

令和 8 年 8 月 7 日
国立市議会議会運営委員会
委員長 藤江竜三